

## 行政・公共政策系大学院におけるインターンシップの導入

谷 勝 宏

### 一 日本の大学におけるインターンシップの展開

文部科学省は、インターンシップを「学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と定義付け、『教育改革プログラム』の一環として、一九九八年度より、インターンシップを政策的に推進してきた。文部科学省が、一九九六年度から、実施してきた全国の国・公・私立の大学、短期大学、高専対象の調査『インターンシップ実施状況調査』では、大学において、インターンシップを授業科目として、位置付けている大学は、一九九

六年度の一〇四校（全体の一七・七％）から、二〇〇〇年度に二二八校（全体の三三・五％）に増加し、二〇〇一年度以降の実施予定校を加えると、三〇〇校（全体の四六・二％）に及ぶという<sup>1)</sup>。学科別の実施率（平均二二・二％）では、自然科学分野が一五・一％（うち、工学分野が六八・四％を占める）に対して、社会科学分野が一四・〇％であった。文部科学省調査では、教育実習や医療実習、看護実習などの特定の資格取得を目的として実施するものは、インターンシップの統計から、除外されており、従来、工学部において実施されてきた企業実習（工場実習など）に比べて、導入が遅れて

いた社会科学分野でのインターンシップが相当程度、進展してきたことを示している。二〇〇〇年度に、授業科目として位置付けられたインターンシップに参加した大学生の数は、実に、二一〇六三人に達している。

このように、インターンシップが、社会科学分野の学部において、カリキュラムに取り入れられるようになってきた背景には、次のような点が考えられる。まず、供給側の大学の立場としては、一八歳人口が激減する少子化の本格的な到来を迎え、学部・学科の改組や、受験生にアピールできるカリキュラムの編成、教育方法の開発（FD）などに積極的に取り組むようになり、学生に提供する魅力あるプログラムの一つとして、インターンシップが積極的に導入されるようになってきたことがあげられる。また、教育面でも、理論中心の講義を提供するだけでなく、実務家を教員に採用し、実務的・実践的な講義を提供するなど、理論を補完する実務的な教育にも重点を置くようになってきた。こうした実務教育重視の流れの中で、学生に、大学の学外で、各自の専攻や専門に関連する実務を経験させ、大学での学習や研究に主体的に取り組むような動機付けを与え、その成果をフィードバックしてもらうことを狙いとする面もある。

た。理工系を中心に、インターンシップで、学生を実際に研修させてみて、その参加者の中から、優秀な学生を採用しようとする採用戦略の一環として、インターンシップを捉えるところもでてきた。企業にとっては、学生や大学は、単に、雇用の求人先だけでなく、将来の企業の顧客となる潜在的なニーズを持っている。企業の社会的貢献度を高め、企業イメージを向上させるために、自ら、コストを負担しても、大学と協力して、インターンシップを実施するところが増えきてきた。

一方、「採用したがすぐ辞める」といった就職選択と本人の適性とのミスマッチが問題になっており、インターンシップに参加した学生の中から、より適性のある学生を採用することは、そうしたミスマッチを事前に回避することを可能としよう。このことは、学生にとっても、インターンシップでの体験を通じて、職業選択能力や価値判断力を獲得するという付加価値をもたらすことになる。このように、インターンシップの急速な普及は、供給側の大学、学生と、受入れ側企業の相互のニーズの一致が背景にある。

一方、こうした企業主体のインターンシップと比較して、これまでその受入れ態勢が遅れてきた中央省庁や地方自治体

これに対して、学生の側も、現在の不況の中で、就職がますます困難になり、学生時代から、資格を取得したり、企業でのインターンシップ参加を通じて、自らの能力を高めて、就職に少しでも有利に活用したりしようというキャリア・ビルド志向が強まってきたことも指摘できよう。一般的に、学生が、インターンシップに参加する形態には、特定の企業体験型、特定の職業体験型、企業研修体験型、キャリア・ビルド型などのパターンがあげられる。大学が、単位認定の要件として、もっとも適当と考えるのは、学生が、自分の専攻に関連の深い職場で、大学で学んだ知識の実践や確認を行う調査研究型のインターンシップである。学生の側も、企業などの事業説明や、簡単な体験作業により、受入れ企業について、深く広く知る職場体験型のインターンシップよりも、社員の指導のもとで、受入れ部署の業務を実際に体験する実践実務型のインターンシップによって、自らのキャリアの形成に資するようなプログラムへの参加意欲が強くなっているのが現状である。

こうした供給サイドの需要に対して、受入れ側の企業の側も、雇用環境の厳しい状況で、可能な限り、潜在能力の高い新卒学生を採用したいという誘因が強くなるようになってきても、文部省からのインターンシップ受入れについての協力依頼（一九九八年二月）などもあり、以前と比較すると、その数を増してきている。特に、大学が所在する地方自治体は、地元の大学との協力を密接にするために、地元大学側からの要請に応じて、大学と提携して、インターンシップを受け入れるところが増大してきた。地方公共団体にとっても、地域の住民に対する情報公開度を高めて、そのアカウンタビリティーを確保することが重要な政策課題となっており、大学生をインターンとして、受け入れることは、住民に対する自治体の情報公開の一環として捉えることもできよう。

こうした大学、学生、企業、官公庁などのそれぞれの利益が一致する中で、大学と企業との産学連携による新分野でのベンチャービジネスの発掘など経済構造改革の一環と位置付ける経済産業省（旧通商産業省）や、大学改革の一環としての教育面での内容・方法の改善・充実や、創造的人材の育成、学生の能力の開発を進めたい文部科学省（旧文部省）等の省庁が、政策的にインターンシップを後押ししてきた。予算面でも、経済産業省は、インターンシップを実施する中堅・中小企業や団体に対して補助金を交付し、文部科学省も、インターンシップを実施する国公立大学に予算措置や助成を

行つて、そのバックアップを図っている<sup>3)</sup>。

このように、インターンシップは、国の政策方針や、各大学の積極的な取り組み、企業や官公庁の受入れの拡大によって、欧米のように、大学の正規のカリキュラムとして、定着するようになってきたのである。

本稿は、こうしたインターンシップの大学教育における進展と比較して、相対的に、その導入が遅れてきた行政・公共政策分野の大学院（学部）の中で、官公庁、NPO等の非営利セクターでのインターンシップがどのような状況にあるのかを検証することとする。まず、日本のインターンシップのモデルである米国の行政・公共政策系大学院において、インターンシップ（コーオペ）が、大学の教育課程の中にどのように位置付けられているのかについて事例を取り上げ、次に、日本の行政・公共政策系大学院や学部のカリキュラムにおけるインターンシップの位置付けを示す。そして、法科大学院や行政大学院などに見られるようなプロフェッショナルスクール化への方向をたどると予想される今後の日本の行政・公共政策系大学院におけるインターンシップの将来的な展開について私見を述べることにする。

## 二 米国の行政・公共政策系大学院におけるインターンシップの位置付け

米国の行政・公共政策系大学院 (Graduate School of Public Administration and Public Policy) は、日本の法学部や政治経済学部に基づ盤をおく研究者養成のための大学院とは異なり、学部からは独立したプロフェッショナルスクールとして位置付けられるのが一般的である。もともと、行政大学院は、市会・市支配人制の地方政府における市支配人（または市支配人補）を養成するための専門大学院として設立され、今日では、連邦及び州の一般職上級行政官のジェネラリストの多くは、行政大学院修士課程の修了者によって占められている<sup>4)</sup>。行政大学院を修了し、「行政実務家となった人達は、医師や法曹、建築家などと同様に、プロフェッショナルとして、専門職団体を形成しているほどである<sup>5)</sup>。このように、行政大学院は、公務員養成のための機関として、中心的な役割を担っており、その結果、単に、専門的な知識を教授するだけでなく、実務に基づいた実践的な技術やノウハウを教育することが求められる。行政大学院の教授陣には、そうした点で、連

邦や州政府、シンクタンクなどでの職務経験を持つ実務家が多数加わっている。また、大学での講義の中核をなす行政管理に必要な理論やスキルに加えて、その理論やスキルを実際の行政の現場で、実践することで、実務的な面での能力を高めることが、学生には、要求される。大多数の行政大学院では、実際の行政や公共政策の現場での実務研修であるインターンシップが、カリキュラムの中に位置付けられ、しかも、課程修了のための必修科目とされるのが通常となっているのである<sup>6)</sup>。

以下、米国の主要な行政学・公共政策大学院で、インターンシップがカリキュラム上、どのように位置付けられ、運用されているかを例示してみよう（主として、ホームページで公開されている情報に依拠した）。

(1) シラキュース大学マックスウェルスクール (The Maxwell School of Citizenship and Public Affairs)<sup>7)</sup>

学位・履修年限/行政管理修士 (Master of Public Administration) 一年間強

プログラム名/インターンシップ、期間/秋季学期三単位・一〇週間 (一五〇時間)、夏季学期三単位・六週間 (一

五〇時間)、連邦協力インターンシップ六単位・一六週間 (週四〇時間)

目的・内容・意義等ガイドライン/前職の経験のない学生、新しい専門職への移動を希望する学生に対して、強く薦められる。政府やNPOにおける価値のある経験が、将来の学生の就職などにおける成功への学生のポテンシャルを高める。インターンシップは、教室での学習を実務に適用し、学術と専門的な経験を結びつける役割を果たす。インターンシップは、大部分の学生は、シラキュース地区において実施するが、大学所在地以外での実施も可能である。

カリキュラム上の位置付け、必修・選択制/計量分析、行政学と民主主義、公共予算、公的組織と管理、公共政策ワークショップ、エグゼクティブ・リーダーシップなどのコア・コース以外は、選択科目で、四〇単位が必要。インターンシップは、選択科目の一部だが、職歴のない学生については、特に、インターンシップの履修が強く勧められる。

学生の選考基準・受入れ先の選定等/就職課が情報提供とアドヴァイスを行う。すべてのインターンシップには、

指導教員の評価と、学生から提出される要約レポートの提出が必要。  
 インターンシップ実施先ノ児童保護家庭支援センター、行政管理予算局、ILO、NBC、国連、WHO、セントラルニューヨークコミュニティ財団、VOA、郡行政管理局など。

(2) プリンストン大学公共・国際政策大学院 (The Woodrow Wilson School of Public and International Affairs)<sup>(8)</sup>

学位・履修年限ノ行政学修士 (Master in Public Affairs)ノ二年間

プログラムノ夏期インターンシップ、実施時期ノ一年時の修了時・夏期

目的・内容・意義等ガイドラインノ専門的な領域における問題の解決と政策の開発に関する講義で学んだ概念と理論を適用することを可能にし、さらに、学術的なスキルの強化と、将来の就職に関する認識の発展、自身の適性と長所を学ぶことを支援する。

カリキュラム上の位置付け、必修・選択制ノ公共政策の政治学と政策分析・執行のための心理学、計量分析法、

経済分析のコアカリキュラムと、大学院政策ワークショップに加えて、承認された夏期インターンシップを修了することが、学位取得の要件。  
 学生の選考基準・受入れ先の選定等ノインターンシップの情報提供や、個人カウンセリング、公式の推薦などを通じて、競争的なインターンシップ・プログラムへの応募をスクールとして支援している。

インターンシップ実施先ノウィルソン・スクールの約半数の学生は、国際開発庁や在外公館、NGOや国際機関の在外事務所などで、海外で、インターンシップを実施しているのが特徴。国内では、連邦議会、ホワイトハウス、連邦政府各機関、世界銀行、国際機関、NPO、地方政府、地域開発機構などでのインターンシップを実施している。なお、夏期インターンシップ以外のワークエクスピアレンスの機会として、学年を通じて、一週間に一日程度、公的機関で専門的な実務にたずさわるワークステイ・インターンシップ及び、修士課程一年終了後の二年目の一年間、特に、海外の機関で、外国語や文化の運用能力の獲得を目的としたミドルイヤーアウトというプログラムもある。

(3) デューク大学公共政策研究所 (The Terry Sanford Institute of Public Policy)<sup>(9)</sup>

学位・履修年限ノ公共政策学修士 (Master of Public Policy)ノ二年

プログラム名ノインターンシップ、期間ノ二週間、実施時期ノ一年時の修了時・夏期

目的・内容・意義等ガイドラインノコア・コースによるスキルの習得とフィールド・ワークシヨップの履修の上で、各自の関心のある公共セクターにおいて、学生が夏期にインターンシップを行う。学生は、各自の専攻に依りて、連邦・州、地方政府、NPOなどの公共セクターにおいて実施されるインターンシップに参加し、その経験を修士論文作成のための研究の基礎として活用する。

カリキュラム上の位置付け、必修・選択制ノ分析方法、

経済学、政治学、公共マネジメント、倫理学、政策分析の各必修科目の修得とともに、公共機関における夏期インターンシップによる実務経験がコースとして提供される。学位取得のため必修である。

学生の選考基準・受入れ先の選定等ノ研究所のインターンシップ担当者の支援と教員の推薦によって、学生が受

入れ先機関に、直接、夏期インターンシップを申し込む。インターンシップの受け入れ先の開拓については、同窓会などが協力。

財政的援助ノ大学院学生がバザーなどの売上金を支出することによって創設した、無給のインターンシップ・プログラムに参加する学生への俸給を支援するための公共政策インターンシップ基金がある。

主要なインターンシップ実施先ノ議会調査局、司法省、財務省、環境保護庁、行政管理予算局、会計検査院、ナショナルパブリックラジオ、ニューヨーク市、連邦準備制度理事会、国勢調査局、アメリカ社会保健組合、児童防衛基金、ダーラム公共教育ネットワーク、州知事協会、その他。

(4) カーネギー・メロン大学公共政策管理大学院 (The Heinz School of Public Policy and Management)<sup>(10)</sup>

学位・在籍期間ノ公共政策管理修士 (Master of Science in Public Policy and Management)ノ二年間

プログラム名ノインターンシップ、期間ノフルタイムで最低七週間、実施時期ノ一年時の修了時・夏期

学生の選考基準・受入れ先の選定等ノ研究所のインターンシップ担当者の支援と教員の推薦によって、学生が受

目的・内容・意義等ガイドライン／一年時に習得したスキルを応用すること、大学院レベルの学生レベルに相応しい当該機関において重要な業務に携わることが要件として要求される。学生は、各自の関心領域とキャリアゴールに一致する機関においてインターンシップを行う。インターンシップを通じて、学生は、一年次で学んだスキルの適用、選択した分野における経験、将来のキャリアアゴールが自分に適合するか否かの判断、重要な専門家との接触、履歴書に書けるキャリア、などを達成することができ。

カリキュラム上の位置付け、必修・選択制／政策分析、管理学、政治学、技術マネジメント、財政学などのコア・コースの取得に加えて、夏期インターンシップを修了することが、学位取得のための要件。

学生の選考基準・受入れ先の選定等／就職課がインターンシップの調査に協力。ただし、受け入れ先とのコンタクトは、学生自身が行う。インターンシップを行う前に、就職カウンセラーの承諾が必要。

財政的援助／大学としては、有給、無給にかかわらず、学生が最適のインターンシップを行うことを望む。公共

夏季休暇に、インターンシップに参加することが明確に位置付けられている。理論を実務を通して、検証することで、学習や研究の問題意識を明確にし、二年次以降の選択科目の選択や、卒業論文のテーマの決定にインターンシップの経験が反映されているのである。

次に、行政大学院では、インターンシップが、将来行政実務家になる学生にとって、必要不可欠なスキルの修得の機会と位置付けている点である。そのため、大学側は、情報提供やカウンセリングなどで、担当教員やキャリアサービス（就職部）の専門職員が、学生を積極的にサポートする体制が整備されている。また、受入れ側の公共機関においても、連邦や州の政府のみならず、地方の行政機関やNPO、企業などにおいても、行政大学院以外にも、他の大学院や学部からの多様な学生をインターンシップにオープンに受け入れるシステムが広く浸透している。そのため、大学院の側が、行政機関と提携して、協同で実施するコアオブ型のインターンシップは、行政大学院においては、むしろ少ないといえよう。学生は、大学のサポートを得ながら、主体的にインターンシップの受け入れ機関を選定、応募して、参加する。インターンシップの期間は、夏季休暇の期間をフルタイムで使って、二

機関や非営利団体では、有給のインターンシップは限られているので、公共機関と非営利団体の場合のみ、各種のインターンシップ基金から、二〇〇〇ドルを上限として助成を受けることができる。基金は、教員、事務職員、学生、卒業生などからの寄付によって、賄われる。

インターンシップ実施先／二〇〇一年には、六三の機関がインターンシップのスポンサーとなった。この大学院のインターンシップの受入れ先の特徴は、連邦政府やシンクタンクのほかに、社会サービス機関、コンサルティング会社、経済コミュニケーション、電気通信会社、ソフトウェア会社、博物館、劇場など多様な機関・組織が多く含まれていることである。

以上、例示した米国の行政大学院のインターンシップに共通する特徴としては、以下の点が指摘できよう。まず、行政大学院では、インターンシップが、大学での講義でえた知識と実際の公共セクターでの実務を結び重要な機会と捉えられている点である。各大学院とも、インターンシップは、一年次に行政学、公共政策に関する基本的な理論、技術を必修科目として、修得した上で、その実践として、一年次終了後の

か月から、三か月と比較的、長期に渡る場合が、通常である。短期間のインターンシップでは、受け入れ先の業務を見学したり、説明を受けたりするだけの受動的な研修に終わりがけない。それでは、受け入れる側としても、メリットがない。米国のインターンシップでは、受入れ側が、インターンを安価で、質のよい代替労働力として位置付けており、インターンが、研修先で、戦力として活躍するためには、一定の期間の参加が不可欠なのである。<sup>1)</sup>

こうした点から、米国の行政大学院で実施されるインターンシップは、学生の単なる体験学習ではなく、カリキュラムの中に位置付けられ、単位認定のための受入れ側と大学による厳格な事後評価が行われている。前述したように、課程終了の要件として必修とされるのが一般的である。

また、米国の行政大学院のインターンシップは、米国のインターンシップ全体と共通する点として、インターンシップが、就職のための活動の一環として、明確に位置付けられている点である。特に、行政大学院の場合は、行政実務家の養成という目的がはっきりしているため、学生も、将来の就職先として、希望する機関でのインターンシップに参加する。受け入れ機関の側も、そうした専門性と能力のある学生を受

け入れることに熱心であり、将来、優秀な学生を確保するためのリクルートの機能も合わせもっている。行政大学院のインターン経験者は、インターンシップを実施した当該機関や類似の機関に就職する割合も高い。つまり、大学院での学習とインターンシップ、そして、就職との関係が、相互に密接に関連し合っているのである。また、夏季のインターンシップ参加後も、二年次以降でのワークエクスペアレンスの機会も充実している。

このような米国の行政大学院におけるインターンシップに関する大学、受入れ側の公共機関・企業等、参加する学生の三者それぞれの利点について、受け入れ団体である米国のカリフォルニア都市連盟は、次のような指摘をしている。<sup>15)</sup>

まず、大学側としては、(i)教育プログラムのなかで、ひとつの補助教材として有益であること、(ii)受入れ側に対する影響力を確保することができる、(iii)理論と実践のギャップをうめる助けとなり、各教室での講義に加え、「実社会」での経験を可能にしている、(iv)将来性や高い能力を有する労働力<sup>16)</sup>大学院生を供給することによって、教育機関の社会的評価を高め、また社会的貢献ができる、ことをあげている。大学側が、インターンの派遣を社会的貢献と捉えている点は、注目でき

よう。日本の場合では、インターンシップを受け入れる側の企業の側などが社会的貢献の一環として、インターンシップを捉えているのと対照的である。

次に、受入れ側の利点としては、(i)比較的安い賃金で、人材を確保することが可能である、(ii)各教育機関との連関が確保できる、正職員とは異なった見解や能力を得ることができ、(iii)現役学生の採用により、職場に活力を与えることとなる、(iv)将来の人材確保のために有益である、としている。このように、受入れ側が、インターンを職場の戦力として、高く評価し、インターンを将来の人材の供給源として、捉えている点が、特徴的であろう。

さらに、参加する学生の側の利点としては、(i)単位の取得と同時に、いくらかの報酬を受けることができる、(ii)専門家あるいは行政官としてふさわしい行動様式を身に付けることができる、(iii)職務経験を積むことができ、就職時に有利となる、(iv)公共財や世論に対する感性を磨くことができる、理論と実践とのギャップを埋めることができる、(v)高度の訓練においては、地方団体行政部の組織と活動についての知識と実践的職務経験を得ることができるなどの点をあげている。

一般的な学部生が参加するインターンシップに対して、行

政大学院でのインターンシップでは、公共機関という特定の組織での研修を通じて、行政の持つ公共性や、市民との関係、組織の活動原理などについての行政学の理論を実務として体験する機会が得られることが強調されている<sup>15)</sup>。

### 三 日本の行政・公共政策系大学院（学部）におけるインターンシップの位置付け

#### (1) 日本における行政・公共政策系大学院・学部の設置

米国と比較して、日本の大学教育では、行政学の制度化は著しく遅れてきた。特に、日本の大学院では、行政学は、政治学研究科、法学研究科の政治学専攻の一科目としての位置付けに甘んじてきた。その要因として、アメリカ行政学の影響を受けた管理学としての行政管理論が行政学固有のスタンダードであるにもかかわらず、こうした管理学としての行政学は、アメリカの行政の実態に即した体系から構成されており、日本のように、官僚制が執政部門や議会における政策決定に密接な関わりを持ち、中央政府が地方自治体に政策執行の多くを依存している国では、行政管理や組織論だけでなく、政官関係や中央・地方政府間関係、執行理論など、いわゆる

政治学的な要素が行政学の重要な部分を占めてきたことがあげられる。日本の大学で行政学の講座を担当する多くの教員は、同時に政治学の研究者であり、政治学と行政学の分化は進んでこなかった。その結果、行政学は、政治学専攻もしくは公法学専攻の一分野として、基本的に、研究者の養成機関の中に位置付けられ、米国のような公務員の養成機関としてのカリキュラムを提供してこなかったのである。

そうした状況において、主に、中央官庁や地方自治体の公務員を対象に、科学的思考と手法にもとづいて、政策分析及び政策形成に携わる能力を持つ行政官・政策アナリストの養成機関として、一九七〇年代に、埼玉大学（政策科学研究科）と筑波大学（経営・政策科学研究科）に、政策科学を専攻とする研究科が初めて設置された。これらの大学院は、諸官庁から派遣された公務員の再教育の場として、ミッドキャリアプログラムの役割を担ってきた。

一方、学部段階での、行政学・公共政策を中心とする学部や学科の設置は遅れてきた。しかし、一九九〇年代前半には、北九州大学など一部の大学の法学部に行政学科が設置され、また、経営と政策のアドミニストレーションを目的とした総合管理学部が熊本県立大学に設置された。さらに、冷戦構造

の終焉による政治経済構造の複雑化、多様化に対応して、法学、政治学、経済学の個別的視点を総合的に包括して、政策分析、研究する総合政策学部が、慶応大学や中央大学、立命館大学、関西学院大学などに設置された。一九九〇年代半ばをピークに、以後、本格的な少子化の波が大学に押し寄せ、各大学におけるこうした政策系の学部の設置は、大学改革の一環としての意味合いもあつた。これらの新設学部は、学部の完成年度に伴って、さらに、大学院研究科を増設することによって、日本の行政学・公共政策を教育研究する学部・大学院は、飛躍的にその数を増加させることとなった。こうした新設学部の上部に設置された公共政策系大学院や、独立研究科として設置された公共政策系大学院では、多様な専攻を背景に持った学部新卒者と社会人学生がミックスすることで、既存大学院研究科と比較して、より学際的、実地的な教育・研究を提供することに特徴を有することとなった。

一方、行政学・公共政策論自体の質的な内容についても、一九九〇年代以降の日本の行政を取り巻く環境の変化によって、行政学における新しい分野を拡大させるようになった。行政改革の理論的背景となつたNPM理論や、制度と政策パフォーマンズの連関を研究する新制度論、官僚制・利益集団・

政治家の行動原理を解明する合理的選択論など、行政改革や公共政策の形成をめぐる様々な問題の解決が、行政学や公共政策学に求められるようになってきている。こうした行政学・公共政策学に対するニーズの増大に対応して、前述の埼玉大学政策科学研究科は、政策研究大学院大学に発展的に解消し、政策研究のセンターオブエクセレンスとしての役割を担うようになってきている。

また、既存の法学部の側でも、社会人の受入れを中心に、大学院における公共政策のプログラムを取り入れるなど、国公立の各大学・大学院における公共政策関係の教育研究機関は、公共セクターや経営の場で、政策形成に活躍しうる政策専門家を養成することを目的の一つとするようになった。また、公共政策の分野とは別に、国際関係、国際協力、開発協力に特化した大学院が設置され、国際政策分野での専門家の養成に関与するようになった。

(2) 行政・公共政策系大学院におけるインターンシップの状況

こうした日本における最近の行政・公共政策に特化した大学教育の著しい発展の一方で、人事院や地方公共団体にお

ける公務員採用試験は、依然として、法律・経済系の科目の試験方式による採用が中心を占めており、大学院で、行政学・公共政策の学習を究めても、そうした高度の行政運営能力は、公務員採用試験においては、あまり要求されないという現実が存在している。その結果、各大学の行政・公共政策系大学院は、すでに公務員となつている社会人の再教育、訓練の場という比重が大きくなり、新卒学生のための公務員養成機関（プロフェッショナルスクール）としての比重は、小さくならざるを得なくなつていく。

アメリカの行政大学院について見た様に、政策形成、政策分析の能力を身に付けた専門家の養成のためには、大学での理論の修得と合わせて、実際の行政現場での理論の実践と、体験が不可欠である。しかし、社会人学生が主体となる政策系大学院では、そうした実践の場であるインターンシップのカリキュラムへの導入に対するインセンティブが相対的に弱くならざるを得ない。社会人を中心とするプログラムの場合、すでに、行政や非営利セクターでの実務経験がある学生が多いということがその原因でもある。また、大学院のプログラムの中に、政策研究のためのワークショップを開設し、実務家教員の指導のもとで、ケーススタディを行うなど、インター

ンシップでなくとも、キャンパスの中で学問と実務の双方を体験するプログラムを取り入れているところが多いことも、その要因の一つに指摘できる。

こうした供給サイドの要因と合わせて、受け入れ側の問題として、企業と比較して、公共機関（パブリックセクター）の側も、本格的なインターンシップを受け入れる用意がこれまで十分ではなかったことがあげられる。一九九八年一二月の文部省の関係省庁等への協力依頼を受けて、外務省や文科省など中央省庁におけるインターンシップの実施機関も増えてきている。しかし、公募による募集システムをとっている公共機関は少なく、受け入れ機関の中心となつている地方公共団体や中央省庁の地方出先機関では、提携大学との間で、インターンシップを実施する方式を取っているところが絶対的に多い。また、インターンシップの期間も、比較的短期間で、行政の場での就業体験を基本としているところが多いのが実態である<sup>14)</sup>。

そうした双方の要因から、大学院における正規科目としてのインターンシップの導入は、一部の大学を除いて、学部と比較して、導入が遅れている。前述の文部科学省の調査では、インターンシップの実施率は、大学が一・二・二%なのに対し

表1 主要な行政・公共政策系大学院におけるインターンシップの状況

大学名	研究科	専攻	コース・プログラム	インターンシップ等
政策研究大学院大学	政策研究科	政策	公共政策、地域政策、開発政策、文化政策、英語によるプログラム(公共政策、移行経済、国際開発、税制など)	国際開発プログラムでは、コースワーク終了後、国際機関、援助実施機関でインターンシップの機会が得られるよう支援
筑波大学	経営・政策科学研究科	経営・政策科学	MBA、ビジネス数理、政策科学、都市計画	カリキュラムに設定されていない
一橋大学	国際企業戦略研究科	法務公共政策	経営法務、租税・公共政策	カリキュラムに設定されていない
東京大学	法学政治学研究科	専修コース	経済法務、比較法文化、公共政策( )	カリキュラムに設定されていない
慶應義塾大学	政策・メディア		グローバル・ガバナンス、政策形成と電子政府、サステイナブル・デベロップメントなど15プログラム	グローバル・ガバナンスプログラムでは、最大8単位まで海外フィールドワークを履修することが必要。
早稲田大学	アジア太平洋研究科	国際関係学、国際経営学	開発・人権と平和、環境と持続可能な発展、日本外交とAPEC地域など担当教員ごとの多数のプロジェクト研究がある	プロジェクト研究の一環として、インターンシップが位置付けられる場合がある。開発・人権と平和プロジェクトでは、アジア太平洋地域の国際機関、研究所、NGO等でインターンシップを実施。
中央大学	総合政策研究科		経済と公共政策、国際関係と開発、政策研究の方法など8分野	カリキュラムに設定されていない
大阪大学	国際公共政策研究科	国際公共政策、比較公共政策		プロジェクト演習として、インターンシップA・Bが開設されている。(国際機関やシンクタンク、自治体などで約1か月程度)
立命館大学	政策科学			特設科目として、政策実習(1年前期・2年後期各2単位)が開講。地方公共団体のプロジェクトへの参加、地方公共団体、民間企業、その他の機関における政策形成研修への参加他。
同志社大学	総合政策研究科		公共政策、企業政策	カリキュラムに設定されていない
関西学院大学	総合政策研究科		環境政策領域、都市政策領域、国際発展政策領域	カリキュラムに設定されていない

て、大学院は、わずか一・九%に過ぎず、その中で、社会科学系大学院の実施率は、一・三%とほとんどないに等しい。表1及び表2は、日本の主要な行政・公共政策系大学院及び学部におけるインターンシップのカリキュラム上の位置付けを二〇一〇年度を対象に例示したものである。これらの大学院・学部においては、既存の法学部・法学研究科や経済学部・経済学研究科などと比較して、行政機関や企業におけるインターンシップの必要性がより高いと思われるものの、その制度化はあまり進んでいないことが指摘できよう。もっとも、こうした日本の行政・公共政策系大学院のインターンシップの制度化の遅れの中で、国際関係大学院の方が、インターンシップのカリキュラム化が、相対的に進んでいることが指摘できる。その要因には、国際機関への就職や、国際機構・政策の研究を目的とする国際関係の大学院の方が、インターンシップの必要性、重要性がより高いことが上げられよう。

(3) 公的セクターにおけるインターンシップの展開例

こうした日本の社会科学系大学院におけるインターンシップの導入の遅れに対して、実際の公的セクターにおけるインターンシップは、大学院よりも、大学の法学、政治、経済な

どの社会科学系学部が、地元の地方自治体と提携することによって、カリキュラムの中に積極的に取り入れる様になっている。これらのプログラムは、大学が地元の官庁と提携して、学部の学生を官庁に派遣するという、いわゆる、コーオプ教育に近い形態のものもある。

(A) 早稲田大学

例えば、早稲田大学では、オープン教育センターの設置科目として、全学部生を対象に、インターンシップ基礎演習を開講している。同演習では、行政コース、国際貢献コース、ベンチャーコースの三コースがあり、それぞれ、担当教授による集中講座とインターンシップを組み合わせているところに特徴がある。行政コースでは、政治経済学部の行政学の教授が、担当者となり、行政・政策形成の演習を受講した上で、文部科学省、経済産業省関東経済産業局、国土交通省関連団体、埼玉県、武蔵野市、新宿区、日本政策投資銀行、ドイツ行政機関などで実習が行われている。また、同インターンシップの受講には、各学部で、関連科目の受講が要求され、政治経済学部の場合、行政学、地方自治論、福祉行政、公共政策論などの履修が例示されている。また、国際貢献コースでは、

表2 主要な行政・公共政策系学部におけるインターンシップの状況

大学名	学部	学科	コース	インターンシップ
福島大学	行政社会学部	行政学科、応用社会学科	法学、地域と行政、地域と政策等	カリキュラムに設定されていない
慶應義塾大学	総合政策学部	総合政策学科	政策管理、社会経営、国際政策	自由科目として、学外実習（1単位）を開設。実習先の選定・申し込みは各自で行う。
中央大学	総合政策学部	政策科学科、国際政策文化学科	政治・行政、法律、経営・経済、アジア社会研究、比較文化	カリキュラムに設定されていない
山梨学院大学	法学部	行政学科	行政・政策管理、市民・政治、国際関係	公務実習（3年次2単位）地方自治体で一定期間体験的な実習を行う
南山大学	総合政策学部	総合政策学科	政策管理、地域総合、国際環境	カリキュラムに設定されていない
立命館大学	政策科学部	政策科学科	環境政策、福祉政策、情報政策、地域公共政策、国際公共政策	政策科学特別実習（各2単位）
関西学院大学	総合政策学部	総合政策学科	エコロジー政策、都市政策、国際発展政策	カリキュラムに設定されていない
北九州市立大学	法学部	政策科学科		カリキュラムに設定されていない
熊本県立大学	総合管理学部	総合管理学科		カリキュラムに設定されていない

同じく政治経済学部の国際開発論、国際政治学の教授が担当者となり、担当教授に加えて、国際協力事業団や日本国際ボランティアセンターなどの実務家や経済産業省の担当課長などの授業をインターンシップと合わせて、受講させている。実習機関には、日本貿易振興会や海外貿易開発協会、国際協力事業団などの他に、日本民際交流センターなどのNGO団体や、海外での海外協力実習なども含まれる。

(B) 立命館大学

こうした学部におけるインターンシップが、対象分野での基礎知識の習得や将来のキャリア設計への予備教育の役割を持つているのに対して、大学院におけるインターンシップとして、専攻分野に関するより専門的な知識とスキルの習得、大学院修了後のキャリアに直結したインターンシップが展開されているところもある。例えば、立

命館大学の法学研究科では、法律事務実習（二単位）として、法律事務所、税理士事務所、特許事務所などに院生を派遣している。また、同大学の国際関係研究科では、国内実習A（三か月・四単位）、国内実習B（六か月・八単位）、海外実習A（三か月・四単位）、海外実習B（六か月・八単位）として、それぞれ、国際連合地域開発センター、外務省経済協力局、国際環境技術センター、国連広報センター（以上、国内）、国際協力事業団海外事務所、豪日交流基金、ジェット口海外事務所、国際交流基金海外事務所、国際連合地域開発センターナ

井手町での事務事業実施の院生モニター実習などが予定されている。立命館大学では、こうした単位認定プログラム以外にも、キャンパス内のインターンシップオフィスのサポートによる正課外のインターンシップとして、官公庁、マスコミ、シンクタンク、NGO・NPO、民間企業などに多くの大学院生が参加している。

(C) 法学部におけるインターンシップの導入

一方、既存の法学部でも、熊本大学法学部や、新潟大学法学部、名古屋大学法学部などの国立大学法学部のように、学部内にインターンシップ推進委員会などを設置し、インターンシップを積極的に支援し、カリキュラム上の科目として、インターンシップを推進する傾向が増してきている。二〇〇一年度に、初めて、インターンシップを正式の科目に取り入れた名古屋大学法学部では、八〇名近い学生がインターンシップに参加するなど、法科大学院の設置を視野に、大学教育への実務教育の導入に努力する大学も現れてきている。<sup>19)</sup>

筆者の在籍する名城大学法学部では、一九九八年の冬季に中部通産局の主催によるインターンシップのモデルプロジェクトに初めて参加すると同時に、法学部独自のインターンシッ

表3 2001年度名城大学法学部インターンシップ実施状況

## (1) 法学部単独事業 24名

受け入れ先機関	参加実日数	受け入れ部署	主要実習業務
豊橋市役所	10日	教育委員会教育部図書館	図書館業務
安城市役所	10日	経済環境商工課	安城七夕まつりの運営
小牧市役所	10日	区画整理課換地係	区画整理
春日井市役所	10日	多部署訪問	福祉、消防、ゴミ、市民病院
日進市役所	10日	5部署	福祉、社会教育、税務、人事広報
桑名市役所	10日	6部署	老人ホーム、保健、生涯学習、文化財
蒲郡市役所	10日	行政課	法令・例規事務、防災訓練
西春町役場	14日	防災安全グループ	避難所宿泊体験
師勝町役場	10日	建設環境部環境課	衛生、公害、ゴミ収集、災害対策
東郷町役場	11日	たかね保育園	保育
知立市役所	10日	企画課情報管理	情報管理、IT講習
多治見市役所	14日	企画部市民情報課	広報、コミュニティFM
エステ・ト・リョウセイ	10日		不動産仲介、登記申請
司法書士杉本敏郎事務所	16日		登記実務
梅村法律事務所	10日		法律事務所業務全般、裁判傍聴
中島総合法律事務所	10日		法律事務所業務全般、裁判傍聴
正村法律事務所	13日		法律事務所業務全般、裁判傍聴
八神司法書士事務所	10日		破産申立手続き
加藤英男法律事務所(2名)	10日		法律事務所業務全般、裁判傍聴
万葉総合法律事務所	10日		法律事務所業務全般、裁判傍聴
ひまわり法律事務所	12日		法律事務所業務全般、裁判傍聴
名城法律事務所	10日		法律事務所業務全般、裁判傍聴
おおぞね法律事務所	14日		法律事務所業務全般、裁判傍聴

## (2) 東海地域インターンシップ推進協議会 8名

株式会社名鉄百貨店	10日	子ども服売り場	ディスプレイ、レジ研修、販売
株式会社サリ-営業部	10日	営業部	人材派遣業務のアシスタント
株式会社東海総合研究所	15日	調査研究部	調査データ入力
財団法人あいち女性総合センター	12日	企画事業課	あいち国際女性映画祭の企画・広報
三重県庁	10日	生活部NPO担当	NPO施策の実務
株式会社フジケン	15日	総合企画統括部経営企画課	顧客調査
総務省東海総合通信局	5日	全部署	総務、財務、電気通信、放送、監視
経済産業省中部経済産業局	14日	産業企画部地域振興課	地域振興支援、新事業創出

## (3) 愛知県中小企業家同友会 1名

オネストン(株)	10日	小牧・岡崎工場	入出荷、経理、営業
----------	-----	---------	-----------

プ・プログラムを試行的に行い、一九九九年度に、学部改組によって、法学科と応用実務法学科の二学科を設置した際に、両学科において、インターンシップを正規のカリキュラムの中に位置付けた。試行期間を含め、これまで五回実施したインターンシップに参加した学生数は、約一四〇名に上り、愛知県に所在する中央省庁の出先機関、県内の多数の地方自治体、法律事務所、トヨタ自動車や中部電力などの地元の有力企業など、多数の受け入れ機関において、学部生がインターンシップに参加してきた。表3は、二〇〇一年度のインターンシップ参加機関と実習の概要をまとめたものである。地方公共団体や法律事務所と法学部が個別提携によって実施するコーオプ型のインターンシップを中心に展開しているのが特徴である。

特に、新しく設置した応用実務法学科は、日本で初めて、司法試験や公務員試験などの資格取得のサポートを目的として設置された学科であり、インターンシップは、そうした資格取得志向を持つ学生が、実際に、法律事務所や自治体で、研修を受けることで、資格への挑戦の意欲を増大させ、学習への動機付けを高めるといふ副次的な効果も期待している。インターンシップに参加した学生には、学内での事前研修の

段階で、インターンシップ先の企業や官庁の事前リサーチを行うことを指導し、各人が具体的な目標を持ってインターンシップに臨むように指導している。インターンシップ終了後は、参加学生に詳細な実習報告書と受け入れ機関からの実習評価書の提出を求め、さらに、インターンシップ履修者全員と教員の参加の下で、口頭発表によるプレゼンテーションとディスカッションを行い、各自の体験を参加者全員が共有できるようにしている。制度実施後、五年を経過して、自治体等でのインターンシップ参加者から、比較的多くの公務員就職者が出ていることはインターンシップの成果の一つにあげることができよう。また、インターンシップ参加希望者と受け入れ企業・官庁に対する情報提供を目的に、二〇〇二年度より、学部事務局の協力を得て、法学部のインターンシップに関するホームページを開設するに至っている<sup>⑧</sup>。

⑧ 地域インターンシップ・コーディネーター団体との連携  
一方、こうしたインターンシップに、大学が単独で対処するだけでなく、地域が協力して、産・官・学で、インターンシップを促進していこうとする実践が展開されている。東海地域のインターンシップ推進協議会や財団法人大学コンソー

シアム京都は、その草分け的存在であり、参加学生の所属大学で、単位として、個別認定されるようになっていた。財団法人大学コンソーシアム京都では、インターンシップの参加コースをいくつかに分類し、行政コースでは、近畿地区の国の出先機関、国際協力事業団、地方自治体などでのインターンシップを実施している。また、東海地域のインターンシップ推進協議会でも、参加する行政官庁の数が増えてきており、人事院中部事務局、経済産業省中部経済産業局、東海総合通信局などの国の出先機関や、愛知県、三重県などの地方自治体が実施機関となっている。経済産業省の主導で、産業界、大学、官庁の協力によって設立される各地域のインターンシップ推進協議会は、東海地域以外にも、関東や東北、北海道、中国、四国地方などにも、それぞれ設立され、多数の大学と企業、官庁が参加するようになった。こうした地域内における組織的なインターンシップの実施は、個別大学でのインターンシップの体制の不十分な大学の学生にインターンシップへの参加を可能にする役割を果たしている。

こうした多様なチャネルを通じてのインターンシップの制度化の一方で、今後の課題としては、各地域の枠組みでのインターンシップの参加機会の拡充を図りながら、比較的短期

間の就業体験に偏ったインターンシップを、より長期的・継続的なものに変えていくこと、各大学が、特色あるインターンシップ・プログラムを開発して、他大学との類似のプログラムとの差異化を図ること、公募制のインターンシップを拡大して、多様な学生が、インターンシップに参加できるような開放性を確保することなどが、より重要な課題となると思われる。

#### 四 行政・公共政策系大学院における将来のインターンシップ

前章で見たように、日本の行政・公共政策系の大学院におけるインターンシップは、社会科学系学部と比較して、カリキュラムの中に位置付けられるという正規化が遅れてきた。一方で、日本の行政学の主な提供元であった法学部・法学研究科をとりまく環境の変化はより著しく、その動向が、今後の行政・公共政策系大学院の組織改編、カリキュラムの抜本的改革につながる事が予想される。二〇〇一年六月に政府の司法制度改革審議会から法曹人口の大幅な増員を支えるための新しい法曹養成教育として法科大学院（ロースクール）の

制度創設が答申された。従来の法学部のような講義や演習を通じて、法理論を学生に教授するようなスタイルから、実務家教員を含む教授と学生の間の双方向的・多方向的な少人数教育に基づいて、法理論と実務の双方を有機的に学ぶスタイルへの一大転換が図られようとしている。法科大学院のカリキュラムについては、田中成明京都大学教授を代表者とする「法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会」からの中間まとめ（二〇〇二年一月二日）を受けて、司法制度改革推進本部法曹養成検討会などで議論されている。同研究会の中間まとめでは、実務基礎科目として、弁護士監督・指導のもとに法律相談や事件内容の予備的聴取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ぶ「クリニック」や、法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で研修を行う「エクスターンシップ」などが示されている。

法科大学院におけるこうした実地体験型実務教育のカリキュラムへの導入は、法科大学院が司法研修所の実務実習との役割分担を担うことによって、より重要性を増していくことになる。

こうした法科大学院の設置による法学部の将来については、従来通りの法的素養教育（及び法曹養成のための前段階教育）を

担う従来型と、教養教育中心のものにシフトさせるリベラルアーツ型、法曹以外の実務法律家の養成に特化したものへとシフトさせる準法曹実務家養成型などが想定されよう。もちろん、法科大学院が設置された後の既存の法学部、法学研究科において、政治学や行政学が、どのような役割を担うかは、個々の大学における、法学部の新しい理念と制度設計に委ねられることになる。

政治学関係者を主要メンバーとして、日本学術会議第二部は、法科大学院以後における政治学の役割について検討を行い、報告を行っている<sup>52)</sup>。そこで、議論されているのは、法科大学院と同様の、プロフェッショナルスクールを立ち上げ、その中で、政治学や行政学、公共政策を中核的な科目として位置付けるという構想である。ここでは、国や国際機関、非営利団体、シンクタンクなどのパブリックセクターの職員の養成を目的とし、一年間または二年間の在学中で、公共政策学の学位を与える米国の行政大学院をモデルとしつつ、公務員志望者に加えて、ビジネスマン志望者なども受け入れ、その中で研究者の養成も実現しようとする幅広い目的を持つ「ガバナンススクール」が検討されている。こうしたガバナンススクールでは、金融法制・政策や税法の立法、組織経営と集団

決定など、「ガバナンス」に貢献する内容を、複数のディシプリンとの協同によって提供する体系化が求められるとしている。こうした構想は、すでに、日本の少なくない大学で、設置されている行政・公共政策系大学院と同様の発想に立つものである。しかし、公務員養成をその主要目的の一つに置いている点で、プロフェッショナルスクールとしてのより強い要素をもつものであろう。

特に、二〇〇〇年度から制度化された専門大学院は、研究者の養成を目的とせず、高度専門職業人の養成に特化した日本では初めてのプロフェッショナルスクールを目標としており、同制度との関連が注目される。文部科学省は、専門大学院の分野として、法律実務、金融実務、経営実務、公共政策（立法政策）、国際協力などの六分野を示している。こうした専門大学院では、教員の三割を実務教員が占め、ディベートや実習などを中心にしたカリキュラムの編成が求められる。公共政策の分野では、今後、政治学、行政学、公法、公共経済学などを主体とする公共政策学の大学院研究科または専攻が、現行法学部・法学研究科の改組等によって設置される可能性があると思われる。

例えば、東京大学では、法科大学院を定員三〇〇名からな

のカリキュラムにおける配置（制度化）がより進むと思われる。そうした転換を支えるためには、官公庁におけるインターンシップ受入れの拡大、NGOやNPOなどの非営利セクターに対するインターンシップ受入れの支援・助成制度、供給側の大学における相談体制やインターンシップ担当部署の整備などがより必要にならう。

一方、公務員の採用についても、公務員試験という縛りがあるものの、地方公務員を始め、中央省庁においても、中途採用による民間から官への人材の流動性が拡大するようになると思われる。政府は、二〇〇一年一月に公務員制度改革大綱を閣議決定し、民間からの人材の確保、公募制の積極的活用、採用試験制度の見直しを打ち出している。特に、採用試験に関しては、法科大学院の新設への対応などから採用試験の抜本的改革が必要なことを指摘しており、社会科学系の卒業生が、学部卒よりも、修士課程修了者が上回ることになれば、公務員試験の試験科目にも、公共政策大学院や法科大学院のようなプロフェッショナルスクール（専門大学院）での教育を念頭に置いた科目が課されるようになる可能性もある。そうした状況を踏まえて、インターンシップが、社会人の転職やキャリアアップのためのスキルの修得や、新卒学

る「法曹養成専攻」として、他方、広義の「政策」の作成・実施・評価にかかわる高度の職業人（公務員・国際公務員・ジャーナリスト、国際NGO職員等）の養成を主目的とする「公共政策専攻」定員一〇〇名の設置案を表明している<sup>24)</sup>。同専攻は、米国の国際・公共政策大学院、行政大学院をモデルとし、政治学、法学、経済学を教育の三本柱として、国際関係、外国語の重視、政策の具体的なプロジェクトに関わる形での教育も視野に入れるとしている。同専攻は、社会人のためのリカレント教育も実施するとしているが、基本的には、学部で代わって、同専攻がキャリア官僚養成の中核的な教育機関となることを目指したものと考えることもできよう。同様の計画は、これまで行政・公共政策系大学院を未設置の早稲田大学（公共経営専門大学院）や東北大学（行政大学院）などからも表明されている。

これまで、社会人大学院生の再教育を担ってきた日本の行政・公共政策系大学院では、インターンシップによる理論と実務の連携に対する誘因が弱かった。しかし、今後は、法学部等の改組によって新しく創設される「公共政策大学院」と伴に、学部新卒学生を対象とした行政実務の専門能力の養成に重点を移すことによって、学部と同様にインターンシップ

生の研究や就職のための実務能力の獲得といった面で、より重要性を増していくことが考えられよう。政府の公務員制度改革大綱でも志望者層の一層の拡大を図るためにインターンシップの実施に積極的に取り組むことが明記されており、中央省庁等でのインターンシップの受入れ枠も、より拡大することが期待される。

(注)

(1) 文部科学省「大学等における平成二二年度インターンシップ実施状況調査結果について」二〇〇一年七月三〇日。

(2) 日経連などでは、インターンシップを就職協定に代わる新しい採用のルール導入と期待する向きもあった。しかし、旧文部・通産・労働の三省は、一九九七年の閣議決定「経済構造改革の変革と創造のための行動計画」で、インターンシップを採用の前提にはならないことを決定した。就職難を反映し、インターンシップへの参加大学、参加希望学生の数は、この数年間で倍増したものの、受入れ企業の数が伸び悩んでいるのは、こうしたインターンシップと企業の採用活動を切り離すことを前提としている政府の方針が影響を及ぼしているとの見方もある（朝日新聞、二〇〇一年四月五日）。

(3) こうした各省庁のインターンシップ推進政策には、産学連携

(旧文部省)、新規産業の創出(旧通産省)、若年労働者の雇用のミスマッチ是正(旧労働省)のように、産業雇用政策の重視という要素が強く、その結果、アカデミックな教育研究による理論の修得と実務を通じての現場での確認といったインターシップの教育的要素が、必ずしも、最優先されてきたわけではないことにも注意が必要である。

- (4) 西尾勝『行政学(新版)』有斐閣(二〇〇一年)四二一ページ。これに対して、連邦政府や州で、大統領または州知事から政治的に任用される特別職には、ロースクール出身者が多いとされる。

- (5) 今里滋「行政学のアイデンティティ」『年報行政研究』三六号一七六―一七七ページ。

- (6) 一九八九年時点の調査によれば、米国の行政大学院においてインターシップを必修とするものは、一七三校の調査校の一四・五%、就職経験のない学生にのみ必修とするものは六三・〇%。就職経験のない学生に対しては、履修を強く勧めるけれども、必修としないものは二一・五%であったという(Robert E. Cleary, What Do Public Administration Masters Programs Look Like? Do They Do What Is Needed?, Public Administration Review, November/December 1990, p665.)。

- (7) シラキュース大学マックスウェルスクールのホームページによる(<http://www.maxwell.syr.edu/>)。なお、シラキュース大学マックスウェルスクールのインターシップの実例につ

いて、岡本信一「アメリカ合衆国における行政学・公共政策学教育の現状(その3)」『季刊行政管理研究』第七二号五七―六五頁。

- (8) プリンストン大学公共・国際政策大学院のホームページによる(<http://www.www.princeton.edu/>)。

- (9) ユーク大学公共政策研究所のホームページによる(<http://www.pibpol.duke.edu/>)。

- (10) カーネギー・メロン大学公共政策管理大学院のホームページによる(<http://www.heinz.cmu.edu/>)。

- (11) 伊集院正「学生の職業意識形成のためのキャリア教育についての提言」『大学と学生』第四三七号四四頁。

- (12) 外山公美・福島康人「アメリカ合衆国の政策科学教育の特色」『季刊行政管理研究』第六六号四七―四八頁。

- (13) 米国における一般的な学生が、インターシップに参加することによって、得ることのできるメリットとしては、次のような点が指摘されている。関心の発見や雇用の機会、競争力の証明などによるキャリアのさらなる発展、大学で学んだ理論や情報の実践による知識の発展、地域や社会の需要に参加することによる市民的・社会的責任感の達成、複雑な状況における決定に内在するジレンマへの直面と観察による倫理感の発展、新しい場での技術の強化や関心の発見による個人の成長と指導力の発展、新しい環境における他人との作業での異文化の体験と理解などを、学習する機会が提供される(The National

Directory of Internships, 1996-1997 Edition, National Society for Experiential Education, 1995, p5.)。

- (14) 二〇〇一年度「文部科学省が実施したインターシップは、それまでの一週間程度の短期プログラムに加えて、二週間以上二か月半までの長期インターシップを実施するようになった(文部科学省「平成二三年度文部科学省インターシップの実施について」二〇〇一年七月―九月)」。一方で、国際協力事業団のような国際協力関係の特殊法人や財団では、インターシップの受入れに積極的であり、その期間も、比較的長期にわたる本格的なインターシップが導入されている(国際協力事業団の場合一か月から六か月)。

- (15) 早稲田大学のホームページによる

(<http://www.waseda.ac.jp/open/internships/menu.html>)。

- (16) 立命館大学のホームページによる

(<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/in/in/intern.htm>)。

- (17) 同(<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/syllabus/>)。

- (18) 供給側の大学の体制として、国立大学の場合、就職部がないところがほとんどであり、インターシップを支援するような人的・物的な支援体制が整っていないことも、インターシップが大学院のカリキュラム上に位置付けられない要因である。私立大学では、就職対策の意味合いもあり、立命館大学のようにキャリアセンターにインターシップ室を設置し、インターシップを全学的にサポートする体制を整備しているところも

ある。しかし、そうした一部の大学を除いて、カリキュラム上の正規科目に位置付けられるインターシップは、担当教員の人脈などをベースに、教員や担当教員の個人的な努力の上に、実施しているという要素がこれまで強かった。

- (19) 名古屋弁護士協同組合・名古屋弁護士会法科大学院ワーキンググループ「法科大学院模擬授業——シンボ報告書——」二〇〇二年二月四八頁。

- (20) 名城大学のホームページによる

(<http://www.houei.meijo-u.ac.jp/internship/index.html>)。

- (21) 法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会「法科大学院の教育内容・方法等の在り方についての中間まとめ」二〇〇二年一月二二日。

- (22) 日本学術会議第二部報告「法学部の将来——法科大学院設置に関連して——」二〇〇一年五月一四日。

- (23) なお、文部科学省の審議会である中央教育審議会大学分科会は二〇〇二年四月に専門的な職業人の養成を求めた新たな大学院として「専門職大学院(仮称)」制度の創設を求めた中間報告をまとめている。同報告では、専門職大学院は「国際的にも社会の各分野でも通用する高度で専門的な職業能力を有する人材」の養成を目指すとし、学位論文などの研究指導を必修にせず、事例研究、討論、現地調査、実習などの実践的な教育をすることを特徴に上げている(朝日新聞二〇〇二年四月一五日)。

(24) 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科「改革の骨子案に  
ついて」二〇〇二年一月四日 (<http://www.f.u-tokyo.ac.jp/>)。